

海部南部消防組合煙火消費許可事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）及び海部南部消防組合火薬類取締法施行細則（平成30年海部南部消防組合規則第4号。以下「規則」という。）に規定する煙火の消費許可事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 海部南部消防組合火災予防条例（昭和48年海部南部消防組合条例第22号）をいう。
- (2) 煙火 法第2条第1項第3号へに規定するもの（信号、観賞、演劇等の効果の用に供するために加工されたものに限る。）をいう。
- (3) 保安距離 省令第56条の4第4項第1号に規定する安全な距離で、打揚煙火の打揚筒、仕掛煙火の設置場所等から水平に計測した距離をいう。
- (4) 消費場所 煙火の消費により信号、観賞又は演劇等の効果の目的を達成する場所、地域等をいう。

(事務の対象)

第3条 海部南部消防組合管理者（以下「管理者」という。）は、法に基づく事務のうち、次に掲げる煙火消費に係る事務を行うものとする。

- (1) 法第25条第1項の許可をすること。
- (2) 法第25条第3項の規定により許可を取り消すこと。
- (3) 前2号に掲げる事務に伴い、法第43条第1項の規定により職員に消費場所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ又は煙火を収去させること。
- (4) 法第45条第2号の規定により、煙火を取扱う者に対して消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (5) 法第46条第2項の規定により、災害が発生した場合において、関係者に対して災害発生の日時、場所及び原因、火薬類（煙火）の種類及び数量、被害の程度等の報告をさせること。
- (6) 法第47条の規定により、災害が発生した場合、現状変更の禁止を指示すること。
- (7) 法第48条第1項の規定により許可に条件を付すること。
- (8) 法第52条第1項の規定により、愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を聴くこと。
- (9) 法第52条第2項の規定により処分をした旨を公安委員会又は海上保安庁長官に通報すること。

- (10) 法第52条第4項の規定により公安委員会又は海上保安庁長官からの公共安全維持のための必要な措置をとるべき旨の要請を受けること。
- (11) 法第52条第5項の規定により警察官又は海上保安官からの通報を受理すること。

第4条 削除

(消費許可の取扱い)

第5条 法第25条第1項の許可が必要な煙火の消費は、次に掲げるものとする。

- (1) 一の消費場所で、1日に消費する煙火の合計数量が、前条に規定する数量を超えるもの
 - (2) 法第25条第1項の許可を受けた後、その許可内容のうち目的、場所、日時、煙火の種類及び数量又は危険予防の方法に変更があるもの
- 2 前項に掲げる煙火の消費が一の消費場所であり、かつ、同一目的であるときは、一の消費として取り扱うものとする。

(許可申請書の申請)

第6条 規則第2条に規定する煙火消費計画書（以下「煙火消費計画書」という。）の様式は、消費する目的及び煙火の種類等により、次に掲げるものとする。

- (1) 消費する目的が花火大会以外の場合は、規則様式第1とする。なお、消費する煙火に噴出煙火を含む場合は、規則様式第1及び規則様式第2とする。
- (2) 消費する目的が花火大会の場合は、規則様式第3とする。

2 規則第2条に規定する火薬類消費許可申請書（以下「火薬類消費許可申請書」という。）には、煙火消費計画書のほか、必要に応じて、次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 消費場所への案内図
- (2) 打揚煙火及び仕掛煙火明細書（様式第1）
- (3) 煙火置場構造図
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）等に基づく許可、届出、通報及び消費場所の土地使用承諾等が確認できるもの
- (5) 煙火の消費目的が花火大会の場合は、前各号に規定する書類のほか、次に定める書類

ア 煙火取扱従事者名簿（様式第2）

イ 業務委託契約書の写し

ウ 煙火の消費に係る警備計画書

エ 煙火の消費に係る作業内容書

(6) 省令第84条第9号に規定する特定手筒煙火の消費がある場合は、前各号に定める書類のほか、次に定める書類

ア 特定手筒煙火消費者名簿（様式第3）

イ 特定手筒煙火監督者名簿（様式第4）

(許可申請書の審査)

第7条 火薬類消費許可申請書の記載事項の審査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者の氏名は、花火大会等を主催する者（以下「主催者」という。）の氏名が記載されていること。ただし、主催者の承諾により、当該花火大会等に係る煙火製造業者又は販売業者の氏名とすることができる。
- (2) 名称欄は、主催者の事業所の名称又は花火大会等の名称が記載されていること。
- (3) 事務所所在地（電話）欄は、主催者の主たる事務所の所在地が記載されていること。ただし、主催者が自治会区長等である場合は、当該自治会区長等の住所とすることができる。
- (4) 職業欄は、主催者の職業が記載されていること。
- (5) （代表者）住所氏名（年齢）欄は、主催者に関するものが記載されていること。
- (6) 火薬類の種類及び数量欄は、次に掲げるそれぞれの内容が直接該当欄内に記載されていること。
 - ア 打揚煙火は打揚玉の号数又は直径ごとの個数が記載されていること。ただし、仕掛煙火に含まれる打揚玉又はスターマインの打揚玉の個数を含まないものとする。
 - イ 噴出煙火である手筒煙火、台付煙火等は1本ごとの薬量及び本数が記載されていること。
 - ウ 仕掛煙火は、名称、内容及び数量が記載されていること。
- (7) 目的欄は、信号、観賞、演劇等の目的が明確に記載されていること。ただし、「〇〇町納涼花火大会」、「〇〇神社祭典」等とその目的が判明できる記載とすることができる。
- (8) 場所欄は、消費場所の番地が正確に記載されていること。ただし、番地の記載が困難な場合は、「〇〇町地先〇〇河川敷」、「〇〇町地内〇〇堤防」等とその場所が特定できる記載とすることができる。
- (9) 日時（期間）欄は、打揚筒、仕掛け等の準備又は設定の時間を含めない煙火の消費を行う時間が記載されていること。ただし、2日以上にわたる煙火の消費の場合は、初日の消費を開始する時間から最終日の消費を終了する時間までの記載とすることができる。
- (10) 危険予防の方法欄は、警戒措置、交通規制及び不発煙火等の回収措置の方法が具体的に記載されていること。

（公安委員会への意見聴取）

第8条 管理者は、法第52条第1項の規定により次の各号のいずれかに該当する場合又は意見を求めることが必要と判断される煙火の消費許可を行おうとする場合は、公安委員会に意見の聴取を行わなければならない。ただし、天候等の理由により消費許可を受けた期間内に消費が行われず、再度消費許可の申請があった場合には、口頭で公安委員会へ必要事項を連絡することにより、当該申請に係る意見の聴取は行わないことができるものとする。

(1) 政令第13条第1項第2号の規定により、次に掲げるいずれかに該当するもの。ただし、消費量、周囲の状況等により危険のおそれのないものを除く。

ア 国道、県道その他交通が頻繁な道路の周辺100メートル以内の場所で行うもの

イ 学校、病院、劇場及び多数の者の集合が予想される祭礼、催物又は集会が行われる場所の周辺100メートル以内の区域で行うもの

ウ 市街地の家屋から100メートル以内の場所で行うもの

(2) 政令第13条第1項第3号の規定により、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア 鉄道、軌道、索道等の周辺100メートル以内の場所で行うもの。

ただし、消費量、周囲の状況等により危険のおそれのないものを除く。

イ 付近住民から文書により反対陳情されたもの

ウ 災害、騒乱その他地域の静穏を害するおそれがあると公安委員会から文書により申し入れがあった期間におけるもの

エ 1回に消費する煙火の火薬又は爆薬の数量が10トンを超えるもの

2 公安委員会への意見の聴取は、火薬類（煙火）消費許可について（様式第5）により火薬類消費許可に関する調査票（様式第6）及び火薬類消費許可申請書1部を添付して行うものとする。

（消費許可の審査）

第9条 消費許可の審査は、この条に定める基準によるものとする。

2 煙火を消費する目的は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 信号又は観賞の用に供するものであること。

(2) 映画又は放送番組制作の効果の用に供するものであること。

(3) 演劇、音楽その他芸能公演の効果の用に供するものであること。

(4) スポーツ興業の効果の用に供するものであること。

3 煙火の消費は、次の事項に該当し、かつ、公共の安全の維持に支障がないものでなければならない。

(1) 公安委員会への意見の聴取において、当該意見が公共の安全の維持に支障のない旨の回答であるほか、公共の安全の維持に関する重要な意見と判断する場合には、当該意見を煙火の消費における許可の条件とするものであること。

(2) 前条の意見聴取に該当しない煙火の消費については、法第23条に定める取扱者の制限及び法第26条に定める消費の技術上の基準に適合していることにより、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

4 打揚煙火の打揚筒、仕掛煙火の設置場所等から人の集合する場所、建物等の煙火消費による災害及び事故から保護すべき物件（煙火を消費するために不可欠な物件、軽微な物件を除く。以下「保安物件」という。）に対してとるべき保安距離は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、保安

物件への防火措置及び前段に規定する保安距離内への侵入防止措置が講じられている場合を除く。

5 省令第56条の4第4項第11号ただし書の防護措置等は別表第2に定めるとおりとする。

6 噴出煙火の保安距離は、次に定めるとおりとする。

(1) 人の集合する場所に対してとるべき保安距離は別表第3に定めるとおりとする。ただし、消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず観客に対して同表に定める保安距離がとれない場合で、高さ90センチメートル以上の不燃性、難燃性の防護パネル等を観客の前に設置するときは、別表第4に定めるとおりとすることができる。

(2) 建物等に対してとるべき保安距離は、噴出煙火の炎及び火の粉が建物等に届かない距離であること。ただし、安全に消費することが可能な場合は、この限りではない。

(3) 2本以上同時に消費できる場合の筒相互間の距離は、噴出煙火の種類及び薬量に応じて別表第3に定める筒相互の間隔がとられているものであること。

7 消費の技術上の基準は、第2項から前項までに定めるもののほか、公益社団法人日本煙火協会が定める「煙火の消費保安基準」に適合するものでなければならない。

(許可証等の交付)

第10条 管理者は、規則第3条第1項の規定により煙火消費許可証を交付するときは、煙火消費許可証等交付簿(様式第7)に許可証等受領者の署名を求めるとともに、火薬類消費許可申請書(添付書類を含む。)の副本1通を返付するものとする。

(公安委員会等への通報)

第11条 法第52条第2項の規定による公安委員会又は海上保安庁長官(煙火消費場所が海域に係る場合)への通報で、煙火消費許可については、火薬類(煙火)消費許可について(様式第8)により当該許可証の写し及び火薬類消費許可申請書1部を添付して行い、煙火消費許可の取消処分については、火薬類(煙火)消費許可の取消しについて(様式第9)により行うものとする。

(標準処理期間)

第12条 煙火消費許可の処理に要する期間(申請の受付の日から消費許可証の発行の日までの事務に係る期間をいう。)は、30日とする。

(立入検査等)

第13条 管理者は、煙火の消費量、観客数及び消費場所の周辺状況等を勘案し、必要と判断した場合は次に掲げるところにより煙火消費場所の立入検査を行うものとする。

(1) 関係者の立会いを求めて行うこと。

(2) 海部南部消防組合職員立入検査証規則(平成30年海部南部消防組合規則第3号)第2条に定める立入検査証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを示して行うこと。

- (3) 煙火消費立入検査表（様式第10）に掲げる項目の検査については、煙火の準備又は消費の際に行うこと。
- (4) 関係者への質問は、原則として消費場所において行うこと。ただし、関係者の同意により当該消費場所以外の場所で行う場合は、この限りでない。
- (5) 消費する煙火の種類、数量、消費の期間、観客数を考慮して必要と判断した人数により行うこと。

2 無許可で消費できる消費場所への立入検査は、条例第45条第2号の規定による届出があった場合で、危害防止のため必要と認めるときに行うものとする。

3 管理者は、規則第6条の規定により煙火収去証を交付するときは、被収去者への直接交付を原則とし、当該交付の確認のため受領書（様式第11）を求めるものとする。

（事業者等に対する行政措置）

第14条 管理者は、立入検査等で不備を発見した場合は、口頭又は火薬類取締法立入検査の結果について（様式第12）により不備内容を主催者に通知し、煙火を消費するまでに改善するよう指導するものとする。

2 不備事項の改善確認は、立入検査時に改善を確認した場合を除き、不備事項の改善報告について（様式第13）によるほか、必要に応じ再度立入検査を実施することにより行うものとする。

（許可の取消しの基準等）

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第25条第3項の規定により同条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 煙火の消費前において、法第26条に規定する技術上の基準（煙火に限る。）及び法第48条に規定する許可の条件が遵守されていないとき。
- (2) 煙火の消費前において、消費場所の状況が地震等の天災により法第26条に規定する技術上の基準（煙火に限る。）に適合しないとき。
- (3) 次条に規定する緊急の措置に従わないとき。

（緊急措置）

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第45条第2号の規定に基づき口頭により、煙火の消費について一時禁止又は制限の措置をすることができる。

- (1) 法第23条第1項及び第2項に規定する取扱者の制限に違反しているとき。
- (2) 次に掲げる気象状況等により、打揚方向が変わり危険区域の範囲が定まらないとき。

ア 平均風速が毎秒10メートル以上又は暴風警報が発表されているとき。

イ 水上で消費する際、波が高く、打揚げを行う台船等が大きく揺動するとき。

- (3) 大雨等のため、発射薬や導火線が吸湿（吸水）しているとき。
- (4) 火災警報が発令されているとき。

- (5) 付近に火災等が発生し、煙火の消費が困難と判断されるとき。
- (6) 保安距離の規定に違反しているほか、省令第56条の4に規定する消費の技術上の基準に著しく違反していると判断され、放置すると災害の発生が予測されるとき。
- (7) 煙火の消費に起因する災害が発生したとき。

- 2 前項の措置を行った場合は、処分理由の提示のため、措置書（様式第14）を速やかに被措置者に交付するものとする。
- 3 第13条第3項の規定は、前項の措置書を交付する場合に準用する。
- 4 第1項の措置は、立入検査証を有する消防吏員を経由して発することができるものとする。

（事故等の報告）

第17条 管理者は、煙火消費に係る事故を覚知した場合は、事故発生時の状況等を所定の様式により愛知県へ報告するものとする。

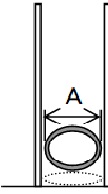
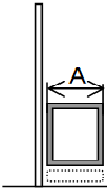
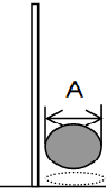
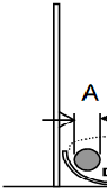
附 則（平成30年訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第6号）

この訓令は、令和4年8月17日から施行する。

別表第1（第9条関係）

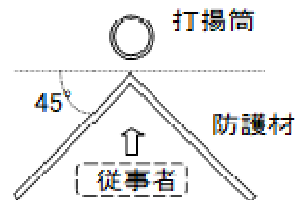
種類	大きさ及び号数		保安距離（m以上）	
	直径	煙火玉の号数	細工物	星物
打揚煙火等	60 cm 超 ～ 90 cm 以下	30号	400	460
	30 cm 超 ～ 60 cm 以下	15号 20号	330	360
	24 cm 超 ～ 30 cm 以下	10号	230	250
	18 cm 超 ～ 24 cm 以下	8号 7号	200	200
	15 cm 超 ～ 18 cm 以下	6号	150	170
	12 cm 超 ～ 15 cm 以下	5号 4.5号	140	160
	9 cm 超 ～ 12 cm 以下	4号	120	130
	6 cm 超 ～ 9 cm 以下	3号 2.5号	100	100
	3 cm 以上～ 6 cm 以下	2号 1号	50	50
<p>1 球状、筒状を問わず打ち揚がるもので直径が30mm以上のもの。</p> <p>【参考：上記表の対象となる打揚煙火等の例】 A=30mm以上</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>球状の打揚煙火</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>筒状の打揚煙火</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>星の打揚</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>30mm以上の星を含む花束</p> </div> </div> <p>2 スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。</p> <p>3 球状、筒状を問わず上空で開発するもので打揚筒を傾斜させて打揚げる場合には、打ち出し方向に対して2倍の距離とする。</p>				
仕掛煙火（打ち揚げるものについては、単発物も含む。）	枠仕掛、文字、絵型等	20m以上		
	水上仕掛、水中金魚等	移動範囲から20m以上		
	花車	20m以上		
	吹き出すもの（噴出煙火以外のもの：滝等）	同上		
	花束	同上		
	打ち揚がるもので内容物径が30mm未満のもの	同上		
	筒を傾斜させて打ち揚がるもので内容物径が30mm未満のもの	打ち出し方向に対して50m以上		
地雷・地割	打揚煙火の距離			
その他の観賞用煙火	綱火	移動範囲から10m以上		
音楽、芸能、公演等に供する煙火	炎・火の粉を噴出するもの	飛散距離の1.5倍の距離、ただし最低5m		
	炎・火の粉を噴出しないもの	4m		

別表第2（第9条関係）

煙火玉の直径	打揚筒からの離隔距離（m）		
	5 m未満	5 m以上10 m未満	10 m以上20 m未満
3 cm超 1.5 cm以下 (5号玉)	(イ) 飛散物を遮断する防護措置 厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床1枚以上※1	(ハ) 飛散物に対する安全対策 ヘルメット等	
2.1 cm以下 (7号玉)		厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床1枚以上※1	ヘルメット等
2.4 cm以下 (8号玉)		厚さ4mm以上のポリカーボネート板又は畳床1枚以上※1	厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳1枚以上※1
3.0 cm以下 (10号玉)	打揚不可	(ロ) 飛散物の威力を軽減する防護措置 厚さ8mm以上のポリカーボネート板、畳床2枚又は厚さ2.3mm以上の鋼板※1	
6.0 cm以下 (20号玉)		厚さ5.9mm以上のポリカーボネート板、畳床2枚又は厚さ1.7mm以上の鋼板※1	厚さ16mm以上のポリカーボネート板、畳床4枚又は厚さ4.6mm以上の鋼板※1
6.0 cm超		打揚不可	

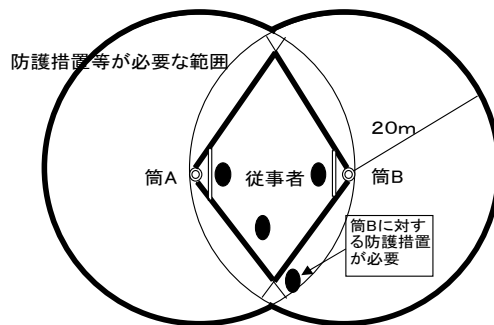
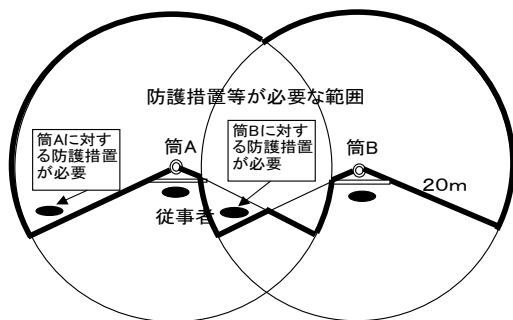
※1 上記表と同等程度の防護措置能力のあるもので可とする。

※2 直径21cmを超え24cm以下の煙火を離隔距離5m未満で打揚げる場合の防護措置を右図のように打揚筒に対し45°に設置するときは、厚さ20mm以上のポリカーボネート板、畳床5枚以上、厚さ5.8mm以上の鋼板又は同等以上の能力を有する措置で可とする。



その他

- ・防護材(ポリカーボネート板、鋼板)の設置にあたっては、筒ばねが生じた際、防護材が従事者を直撃しないよう固定措置等を講ずること。
- ・防護材の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさとする。



別表第3（第9条関係）

噴出煙火の保安距離等

区分		薬量		保安距離		
				筒の噴き出し方向の前後（m）	筒の側面（m）	筒相互の間隔（m）
噴出煙火	手筒花火	600 g 以下	直立して点火するもの	—	5	1.5
			上記以外のもの	10	5	1.5
		600 g を超え 1,200 g 以下		15	10	2.0
		1,200 g を超え 1,800 g 以下		20	15	2.5
		1,800 g を超え 2,400 g 以下		25	20	3.0
		2,400 g を超え 3,000 g 以下		28	23	3.5
		3,000 g を超え 4,000 g 以下		30	25	4.0
		噴水花火	6,000 g 以下		—	手筒花火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000 g を超えるものは 30m とする。

備考 保安距離は、消費場所からの距離をいう。

別表第4（第9条関係）

噴出煙火の保安距離等

区分		薬量		保安距離	
				筒の噴き出し方向の前後（m）	筒の側面（m）
噴出煙火	手筒花火	600 g 以下	直立して点火するもの	—	4
			上記以外のもの	4	4
		600 g を超え 1,200 g 以下		9	7
		1,200 g を超え 1,800 g 以下		13	10
		1,800 g を超え 2,400 g 以下		17	13
		2,400 g を超え 3,000 g 以下		19	15
		3,000 g を超え 4,000 g 以下		20	17
		噴水花火	6,000 g 以下		—

備考 1 保安距離は、消費場所からの距離をいう。

2 消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず、観客に対して別表第3に定める保安距離がとれない場合で高さ 90 cm 以上の不燃性又は難燃性の防護パネル等を観客の前に設置するときは、別表第4の保安距離とすることができる。